

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	D X 課
契約締結年月日	令和 8 年 1 月 2 9 日
契約者名	株式会社カルク
契約名	パソコン機器等の個別修繕業務
契約金額 (税込み)	2, 6 2 2, 9 5 0 円
随意契約理由	<p>パソコン機器等が故障した際の修繕は、株式会社カルクと契約し、実施している。</p> <p>パソコン機器等はハードウェア保証されているため通常の故障の場合、部品代は無償である。一方、故障が飲みこぼしなど本県の瑕疵による場合には、故障した部品の費用が別途必要となり上記の契約では対応できない。このことから瑕疵による故障の場合は、別途契約を実施したうえで、機器を分解して調査を行い、故障箇所及び修繕内容を特定する必要がある。</p> <p>機器の分解・調査は、「パソコン機器等の修繕業務」を契約し、パソコンの機器の構成や状態を熟知する同社以外には困難であることから随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項